令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:病院局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	63. 9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	51. 5%
全職員	56. 5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

E-IMMIRAN.	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	46. 6%
本庁課長相当職	97. 8%
本庁課長補佐相当職	1
本庁係長相当職	101. 6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	101. 2%
31~35年	99.8%
26~30年	78. 8%
21~25年	60. 1%
16~20年	70. 9%
11~15年	77. 5%
6~10年	58. 7%
1~5年	50. 7%

【説明欄】

- ・2(1)本庁課長補佐相当職については該当する職員が存在しないため公表しない。
- ・給与水準が高い医師および歯科医師について、男性の人数割合が83.3%となっている。
- ・「本庁部局長・次長相当職」においては、男性医師の割合が高く、管理職手当、初任給調整手当、地域手当の男性支給割合がそれぞれ、90%、100%、100%となっており、差異の大きくなる要因の一つとなっている。
- ・管理職手当(初任給調整手当・地域手当)が、男性支給割合が高く、手当の総額に占める男性の割合は78%以上であり、差異の要因の一つとなっている。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。